

新潟県条例第5号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（寄附金税額控除の対象）</p> <p>第17条の2 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる寄附金のほか、<u>所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、新潟県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして別に定めるところにより知事が指定したもの</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例）</p> <p>第19条の4 次に掲げる免税軽油使用者証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の開始の日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの期間に係る法附則第12条の2の7第2項（軽油引取税の課税免除の特例）において準用する法第144条の27第1項（免税軽油の引取り等に係る報告義務）の報告書を知事に提出する場合の期限は、同月の翌月の末日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げる軽油の引取りを行う自衛隊又は<u>締約国軍隊</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（寄附金税額控除の対象）</p> <p>第17条の2 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる寄附金のほか、<u>所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、新潟県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして別に定めるところにより知事が指定したもの</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例）</p> <p>第19条の4 次に掲げる免税軽油使用者証の交付を受けた者が、当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証の有効期間の開始の日の属する月の初日から当該免税証の有効期間の満了の日の属する月の末日までの期間に係る法附則第12条の2の7第2項（軽油引取税の課税免除の特例）において準用する法第144条の27第1項（免税軽油の引取り等に係る報告義務）の報告書を知事に提出する場合の期限は、同月の翌月の末日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げる軽油の引取りを行う自衛隊又は<u>オーストラリア軍隊</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

（施行期日）

- この条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第17条の2の改正及び次項の規定は地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第1条第11号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の新潟県県税条例第17条の2の規定の適用については、同条第2号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

（この条例の失効）

3 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の新潟県県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。